

ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費の受給資格証の有効期限は毎年6月30日です。
継続してひとり親家庭等医療を受ける方は、受給資格証の更新が必要です。
対象となる方には事前に通知をお送りしますので、忘れずに更新手続きを行ってください。
前年分の所得税が課せられた方は、今年度は非該当となります（非該当になる方にはその旨の通知をお送りします）。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

児童手当について

令和4年6月から児童手当制度の一部が改正されます。

・児童手当の現況届の提出が原則不要となります。

令和4年度から、これまで毎年6月中に提出を求めていた、**現況届の提出が原則不要**となります。

ただし、**一部の方は引き続き現況届や必要書類の提出が必要です。提出が必要な方には案内を送付します。**

・所得が基準額以上の世帯は、児童手当（特例給付）が受けられなくなります。

令和4年10月支給分（6月～9月分）から、中学生以下の子どもがいる家庭に支給される「児童手当」が縮小されます。今までの「所得制限限度額（表①）」に加え「所得上限限度額（表②）」が加わります。令和3年中の所得が、**表②の所得額以上になる方は、手当が支給されなくなります。**

所得審査の結果、支給額が変わる人（無くなる人を含む）には、通知を送付します。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※所得は世帯で合算しません。収入額の目安は、給与収入で計算しています。

※支給が無くなった後に所得が表②を下回った場合、新たな申請が必要です。

児童手当の支給額

・表①の所得額未満の方

児童1人当たり、月額15,000円（3歳未満）又は月額10,000円（3歳以上）を支給。

・表①の所得額以上、表②の所得額未満の方

児童1人当たり、月額5,000円（一律）を支給

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：山本 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891